

kuji

資料編

- 1 環境基本条例
- 2 環境基準
- 3 環境用語解説

平成 18 年 3 月 6 日 久慈市条例 第 87 号

環境基本条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する施策

第 1 節 施策の基本方針等（7 条—第 10 条）

第 2 節 環境の保全及び創造に関する基本的施策（11 条—第 23 条）

第 3 節 地球環境保全の推進（第 24 条・第 25 条）

第 3 章 環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制（第 26 条・第 27 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因になるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化またはオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係にある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下に同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むために環境と共生し、自然との調和のとれた豊かな環境を確保するとともに、これを将来にわたって継承していくよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、環境に関する資源が有限であることを認識し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会を構築するように行われなければならない。
- 3 環境への負荷の低減は、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた公平な役割分担と連携のもとに自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の環境が深く関わっていることを考慮し、すべての者がそれぞれの日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の提言に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の提言に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物及び生活排水の排出等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策

第1節 施策の基本方針

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全されよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保が図られること。
- (3) 森林、農地、水辺地当における多様な自然環境が地域条件に応じて適正に保全されること。
- (4) 環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築するよう、廃棄物の減量、資源及びエネルギーの消費の抑制又は循環的な利用等が促進されること。
- (5) 水系ごとの流域における環境について、総合的にその保全が図られること。
- (6) 人と自然との豊かなふれあいが確保されること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向
- (3) 環境の保全及び創造に関する配慮の指針
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、事業者及び市民の意見を反映することが出来るように必要な措置を講ずるとともに、久慈市環境審議会の意見を聞かなければならない。

- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
(環境基本計画との整合性の確保等)
- 第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、環境への負荷が低減されるように十分に配慮しなければならない。
(環境等の状況の公表)
- 第10条 市長は、毎年、環境の状況並びに市が環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況を公表しなければならない。
第2節 環境の保全及び創造に関する基本的施策
(環境影響評価の推進)
- 第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、環境影響評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。
(規制の措置)
- 第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。
(環境の保全に関する協定の締結)
- 第13条 市長は、環境の保全場の支障を防止するため、必要があると認めるときは、事業者等と環境の保全に関する協定について協議し、その締結に努めるものとする。
(誘導的措置)
- 第14条 市は、事業者及び市民が自らの行為に関わる環境への負荷を提言するための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置を採るように誘導するために、必要な措置を講ずるように努めるものとする。
(環境の保全に関する施設の整備等の推進)
- 第15条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障を防止し、又はその防止に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
(廃棄物の減量等の推進)
- 第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進するものとする。
(環境への負荷の提言に資する製品等の利用の促進)
- 第17条 市は、再生資源その他の環境への負荷の提言に資する製品、原材料、役務等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。
(環境教育及び環境学習の推進等)
- 第18条 市は、事業者及び市民の環境の保全及び創造についての関心と理解の増進並びにこれらの者による自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に関し必要な措置を講ずるものとする。
(市民団体等の自発的な活動の促進)
- 第19条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。
(情報の収集及び提供)

第 20 条 市は、環境の保全及び創造に関する必要な情報の収集に努めるとともに、これを適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の参加及び協力の促進)

第 21 条 前 3 条に定めるもののほか、市は、環境の保全及び創造に関する施設の効率的かつ効果的な推進を図るため、市民及び事業者の参加及び協力の促進に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の状況の把握等)

第 22 条 市は、環境の状態の把握に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 23 条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第 3 節 地球環境の全の推進

(地球環境保全の推進)

第 24 条 市は、前節に掲げる施策と相まって、地球環境保全に貢献することのできる施策を推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力)

第 25 条 市は、国、他の地方公共団体及び民間団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 3 章 環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制

(総合的な調整等のための体制)

第 26 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的な調整を行い、及び計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(民間団体等との協働体制)

第 27 条 市は、環境保全及び創造に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、民間団体が協働することのできる体制の整備に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 6 日から施行する。

2

環境基準

大気関係

■ 環境基準

大気汚染に係る環境基準

物質	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質
環境上の条件	1時間値の1日平均0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	1時間値の1日平均値0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること	1時間値0.06ppm以下であること	1年平均値が15ug/m ³ 以下、かつ1日平均値が35ug/m ³ 以下であること
達成期間	維持され、又は原則として五年以内において達成されるよう努める	環境基準を満足している地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努める	維持され、又は早期に達成されるよう努める			

有害大気汚染物質（ベンゼンなど）に係る環境基準

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること
達成期間	継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努める			

(注1) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く）をいう。

(注2) 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。

(注3) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

<環境基準の評価方法(要約)>

環境基準による大気汚染の評価

長期的評価	大気汚染に対する施策の効果などを判断するうえで年間における測定結果から評価することが必要で、1日平均値につき測定値の高い方から2%の範囲にある日数を除外して評価を行う。ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱いはしない。
短期的評価	連続して、又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について環境基準の評価を行う。なお、1日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測（異常値を含む）が1日（24時間）のうち4時間を超える場合には評価の対象としない。
98%値評価	二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが、0.06ppm以下の場合は環境基準が達成され、0.06ppmを超える場合には達成されないものと評価する。

水質関係

■ 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準

項目	環境基準	項目	環境基準
カドミウム	0.003 mg/ℓ 以下	1,1,1-トリクロロエチレン	1 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエチレン	0.006 mg/ℓ 以下
鉛	0.01 mg/ℓ 以下	トリクロロフルオロメタン	0.01 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
砒素	0.01 mg/ℓ 以下	1,3-ジクロロベンゼン	0.002 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下	チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下	ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下	セレン	0.01 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/ℓ 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下	ふっ素	0.8 mg/ℓ 以下
1,1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下	ほう素	1 mg/ℓ 以下
		1,4-ジオキサソリン	0.05 mg/ℓ 以下
達成期間	直ちに達成され、維持されるように努めるものとする		
該当水域	全公共用水域		

(注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

(注2) 「検出されないこと」とは、測定結果の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(注3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

(注4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

■ 生活環境の保全に関する環境基準

● 河川(湖沼を除く)

生活環境の保全に関する環境基準①

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道1級,自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	50 MPN/100ml 以下
A	水道2級,水産1級,水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1,000 MPN/100ml 以下
B	水道3級,水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	5,000 MPN/100ml 以下
C	水産3級,工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/ℓ 以下	50 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級,農業用水及びE以下の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/ℓ 以下	100 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級,環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/ℓ 以上	—
該当水域	全公共用水域のうちの種類指定水域					

(注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

(注3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

(注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの
 (注5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

生活環境の保全に関する環境基準②

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.001 mg/ℓ 以下	0.03 mg/ℓ 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.0006 mg/ℓ 以下	0.02 mg/ℓ 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.002 mg/ℓ 以下	0.05 mg/ℓ 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.002 mg/ℓ 以下	0.04 mg/ℓ 以下
該当水域	全公共用水域のうちの類型指定水域			

(注1) 基準値は年間平均値とする。

● 湖 沼(天然湖沼及び貯水量1,000万m³以上の人工湖)

生活環境の保全に関する環境基準①(全窒素、全燐以外の項目)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/ℓ 以下	1 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	50 MPN/100ml 以下
A	水道2級、水道3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1,000 MPN/100ml 以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/ℓ 以下	15 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
C	工業用水2級及び環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/ℓ 以上	—
該当水域	全公共用水域のうちの類型指定水域					

(注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(注2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2・3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

(注3) 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

(注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作又は特殊な浄水操作を行うもの

(注5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

生活環境の保全に関する環境基準②(全窒素、全燐)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全 窒 素	全 燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/ℓ 以下	0.005 mg/ℓ 以下
II	水道1～3級、水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/ℓ 以下	0.01 mg/ℓ 以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/ℓ 以下	0.03 mg/ℓ 以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6 mg/ℓ 以下	0.05 mg/ℓ 以下
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/ℓ 以下	0.1 mg/ℓ 以下
該当水域	全公共用水域のうちの類型指定水域		

(注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- (注2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- (注3) 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
 水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
 水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
- (注4) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
- (注5) 基準値は、年間平均値とする。
- (注6) 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖をすおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- (注7) 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

生活環境の保全に関する環境基準③

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.001 mg/ℓ 以下	0.03 mg/ℓ 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.0006 mg/ℓ 以下	0.02 mg/ℓ 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.002 mg/ℓ 以下	0.05 mg/ℓ 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.002 mg/ℓ 以下	0.04 mg/ℓ 以下
該当水域	全公共用水域のうちの類型指定水域			

(注1) 基準値は年間平均値とする。

● 海 域

生活環境の保全に関する環境基準①（全窒素、全燐以外の項目）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)
A	水産 1 級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1,000MPN/100mℓ 以下	検 出 されないこと。
B	水産 2 級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—	検 出 されないこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—	—
該当水域	全公共用水域のうちの類型指定水域					

(注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(注2) 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
 水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

(注3) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(注4) 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100ml 以下とする。

(注5) n-ヘキサン抽出物質（油分等）の定量限界は 0.5 mg/ℓ

生活環境の保全に関する環境基準②（全窒素、全燐）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2 mg/ℓ 以下	0.02 mg/ℓ 以下
Ⅱ	水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.3 mg/ℓ 以下	0.03 mg/ℓ 以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの (水産3種を除く)	0.6 mg/ℓ 以下	0.05 mg/ℓ 以下
Ⅳ	水産3種、工業用水及び生物生息環境保全	1 mg/ℓ 以下	0.09 mg/ℓ 以下
該当水域	全公共用水域のうちの類型指定水域		

(注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(注2) 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

(注3) 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

(注4) 基準値は、年間平均値とする。

(注5) 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖をするおそれがある海域について行うものとする。

生活環境の保全に関する環境基準③

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/ℓ 以下	0.001 mg/ℓ 以下	0.01 mg/ℓ 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場） 又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/ℓ 以下	0.0007 mg/ℓ 以下	0.006 mg/ℓ 以下
該当水域	全公共用水域のうちの類型指定水域			

(注1) 基準値は年間平均値とする。

■ 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	環境基準	項目	環境基準
カドミウム	0.003 mg/ℓ以下	1,1,2-トリクロロエチレン	0.006 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロフルオロメタン	0.01 mg/ℓ 以下
鉛	0.01 mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ以下	1,3-ジクロロベンゼン	0.002 mg/ℓ 以下
砒素	0.01 mg/ℓ以下	チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下	シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	セレン	0.01 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/ℓ以下	ふっ素	0.8 mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下	ほう素	1 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロフルオロメタン	0.04 mg/ℓ以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下
1,1,1-トリクロロエチレン	1 mg/ℓ 以下	クロロフルオロメタン（別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/ℓ 以下

(注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

(注2) 「検出されないこと」とは、測定結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

土壌関係

■ 土壌の汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 ℓにつき 0.01mg 以下、かつ農用地では米 1kg につき 0.4mg 以下	2,2,4-トリクロロエチレン	検液 1 ℓ につき 0.04mg 以下
全シアン	検液中に検出されないこと	1,1,1-トリクロロエチレン	検液 1 ℓ につき 1mg 以下
有機燐	検液中に検出されないこと	1,1,2-トリクロロエチレン	検液 1 ℓ につき 0.006mg 以下
鉛	検液 1 ℓにつき 0.01mg 以下	トリクロロエチレン	検液 1 ℓ につき 0.03mg 以下
六価クロム	検液 1 ℓにつき 0.05mg 以下	テトラクロロエチレン	検液 1 ℓ につき 0.01mg 以下
砒素	検液 1 ℓにつき 0.01mg 以下、かつ農用地(水田)では土壌 1kg につき 15mg 未満	1,3-ジクロロベンゼン	検液 1 ℓ につき 0.002mg 以下
総水銀	検液 1 ℓにつき 0.0005mg 以下	チウラム	検液 1 ℓ につき 0.006mg 以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと	シマジン	検液 1 ℓ につき 0.003mg 以下
PCB	検液中に検出されないこと	チオベンカルブ	検液 1 ℓ につき 0.02mg 以下
銅	農用地(水田)で土壌 1kg につき 125mg 未満	ベンゼン	検液 1 ℓ につき 0.01 mg 以下
ジクロロメタン	検液 1 ℓにつき 0.02mg 以下	セレン	検液 1 ℓ につき 0.01 mg 以下
四塩化炭素	検液 1 ℓにつき 0.002mg 以下	ふっ素	検液 1 ℓ につき 0.8mg 以下
加臭剤 (別名塩化ビニル又は塩化ビニルマー)	検液 1 ℓにつき 0.004mg 以下	ほう素	検液 1 ℓ につき 1 mg 以下
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 ℓにつき 0.004mg 以下	1,4-ジオキサン	検液 1 ℓ につき 0.05 mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 ℓにつき 0.1mg 以下		

(注1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものによっては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

(注2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 ℓにつき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 ℓにつき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

(注3) 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(注4) 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

ダイオキシン類関係

■ ダイオキシン類に関する環境基準

ダイオキシン類に関する環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアースンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質	1pg-TEQ/ℓ以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

(注1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

(注2) 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

(注3) 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。

(注4) 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

騒音関係

■ 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準と地域類型指定

地域 類型	時 間 区 分		類型指定地域 当てはめ地域
	昼 間 (午前6時～午後10時)	夜 間 (午後10時～午前6時)	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	特に静穏を要する地域
A	55デシベル以下	45デシベル以下	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
B	55デシベル以下	45デシベル以下	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域等
C	60デシベル以下	50デシベル以下	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間 (午前6時～午後10時)	夜 間 (午後10時～午前6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち2車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値	
昼 間 (午前6時～午後10時)	夜 間 (午後10時～午前6時)
70デシベル以下	65デシベル以下

(注1) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

(注2) 「幹線交通を担う道路」とは、道路交通法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（4車線以上）のほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。

(注3) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の道路では道路端から15メートル、2車線を越える道路では20メートルの区域をいう。

3

環境用語解説

五十音	用語	内容
あ 行	アイドリングストップ	大気汚染や地球温暖化、騒音問題などの解決を図るため、環境庁（現環境省）が平成8年から開始した運動で、必要以上の暖機運転をしない、運転者が自動車から離れている間や荷物の積み卸しの間など、不要と考えられる場合には自動車のアイドリングを止めるなどがあげられる。
	一般環境大気測定局	大気の汚染の状況を常時監視するため設置される測定局のうち、住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を把握するため設置されたものを一般環境大気測定局という。
	エコファーマー	環境にやさしい農業を進めるため、平成11年に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」に基づいて、堆肥などによる土づくりと化学肥料、化学農薬の使用を低減する生産方式を導入しようとする農業者を「エコファーマー」として知事が認定する制度。「エコファーマー」になると農業改良資金の貸付に関する特例や税制上の特例が受けられる。
	オゾン層	地上から20～25kmの上空にある比較的オゾン濃度の高い大気層のこと。酸素が、成層圏において強い紫外線による光化学反応を起こし、オゾンとなることで形成される。オゾンは波長域200～360nmの光を強く吸収するため、オゾン層の存在が生物に有害な紫外線を地表に届きにくくしている。
か 行	化学的酸素要求量（COD）	水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、河川、湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標である。事業場や家庭からの排水には多くの有機物が含まれている。これらの排水が河川、湖沼、海域に放流されると、富栄養化となり、プランクトンが異常発生し、赤潮や青潮の原因となる。
	環境エコ協力店	簡易包装の推進、使い捨て容器・製品の使用削減、資源回収の推進、紙ごみの減量、消費者に対するPRの推進、従業員への環境教育などの環境に配慮した事業を実施している店舗に対し、自治体が特定の制度などにより認定したもの。
	環境基準	環境基本法により、国が定める「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」をいう。
	環境基本法	今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を見直し、「環境にやさしい社会」を築いていくための国の環境政策の新たな枠組みを示す基本的な法律。平成5年11月19日公布、施行。
	グリーン購入ネットワーク	グリーン購入の取り組みを促進するための企業・行政・消費者のネットワーク。全国の多種多様な企業や団体が同じ購入者の立場で参加する。グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際、必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することをいう。
	こどもエコクラブ	環境庁（現環境省）が平成7年度から開始した事業で、子どもたちが地域の中で仲間と一緒に地域内や地球規模の環境に関する取り組みや活動ができるよう、小中学生を対象にしたクラブを各地に設立し、その活動を支援するもの。
	ごみの資源化率	$(\text{資源リサイクル回収量（可燃系・不燃系）} + \text{資源プラスチック類回収量}) \div \text{一般廃棄物排出量} \times 100$
さ 行	酸性雨	化石燃料の燃焼などにより大気中に放出された硫黄酸化物や窒素酸化物などが雨や霧に取り込まれ、酸性になって地上に落下した雨等をいう。主として石油などの化石燃料の燃焼により生ずる硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中で硫酸や硝酸に変化し、雨等に溶けて生じるpHの低い降下物をいう。広義には、霧や雪を含む湿性沈着及びガスやエアロゾルの形態で生じる乾性沈着を含める。
	室内環境汚染物質	室内環境汚染物質には、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン等の化学物質やVOC（揮発性有機化合物）、ハウスダスト（カビやダニの死骸、綿ぼこり、花粉）等がある。この中で、ホルムアルデヒドは合板や壁紙などの接着剤や合成樹脂に多く含まれ、防腐、殺菌作用があり、目、鼻やのど等への刺激が強く、発がん性があるといわれている。住宅の高気密化ゆえに室内の換気量が不足し、シックハウス症候群や化学物質過敏症など健康被害が問題になっている。
	浄化槽	し尿、台所や風呂等から出る雑排水を処理する家庭用の設備で、様々な大きさのものがあるが、下水道終末処理場と同程度の処理能力があり、設置に要する期間が短いなどの利点がある。

五音	用語	内容
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	水中の汚染物質 (有機物) が微生物により酸化分解されるのに必要な酸素量のこと、河川などの汚濁の指標として用いられ、数値が大きいほど汚濁の程度が高いことを示す。
た 行	ダイオキシン類	塩素を含む有機化学物質の一種で、「ダイオキシン類対策特別措置法」では、①ポリ塩化ジベンソパラジオキシン (PCDDs)、②ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDFs)、③コプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) の3物質群 (単一物質ではなく、化学的に類似した構造を持つ物質の総称) を「ダイオキシン類」と定義している。分解しにくい性質を持つことから環境中に微量であるが広く存在し、生物の体内に蓄積しやすく、発がん性催奇形性、免疫機能の低下などの毒性を有する。ダイオキシン類の濃度を表す場合、環境大気中では pg-TEQ/ m^3_N という単位が使われる。 1pg (ピコグラム) : 1兆分の1g m^3_N : 0°C、1気圧の状態に換算した気体の体積
	地球温暖化	温室効果ガスにより熱がこもり、地球の温度が上昇する現象をいう。温室効果ガスとは、太陽光線により暖められた地表面から放射される熱を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガスをいう。
	TEQ	毒性等量のこと。ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最強の毒性を有する 2,3,7,8-四塩化ジベンソパラジオキシンの量に換算した量として表していることを示す符号。
	低公害車	従来ガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量が大幅に少ない自動車。電気自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車・ハイブリッド自動車のみでなく、一般に市販されているガソリン自動車・LPG自動車・ディーゼル自動車であっても、窒素酸化物等の排出量が少ない低公害な自動車を指定し、率先して公用車に導入するとともに、一般に広く推奨するものである。
	典型7公害	水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭を一般に典型7公害と呼ぶ。
	特定植物群落	わが国の植物相を具体的に形づくっている植物群落のうち、規模や構造、分布等において代表的・典型的なもの、代替性のないもの、あるいはきわめて脆弱であり、放置すれば存続が危ぶまれるものなどの種類やその生育地、生育状況等を選定基準を設けて、これに該当する植物群落を地域特性も考慮しながら都道府県別に選定したもの。
	都市計画区域	市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発、保全する必要がある区域のこと。
	都市公園	都市計画区域内に設置されており、市で管理する公園または緑地で、供用開始を公示した公園。
な 行	二酸化硫黄 (SO ₂)	硫黄と酸素の化合物で、工場や火力発電所で石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が二酸化硫黄となり大気に排出され汚染の原因となる。二酸化硫黄は人の健康に影響を及ぼす他、酸性雨の原因物質となる。このため環境基本法に基づき、人の健康の保護の見地から環境基準が定められている。
	二酸化窒素 (NO ₂)	窒素と酸素の化合物で、主として物が燃焼することにより発生する。呼吸器に対して悪影響を与える窒素酸化物 (NOx) の一種。発生源は自動車や工場、事業場などがあげられる。
は 行	ppm	百万分率 (100万分の1 = part per million) の略。例えば、空気 1 m^3 中に 1 cm^3 のある気体物質が含まれている場合、この気体含有率を 1ppm という。
	ビオトープ	野生生物の生息空間。生物を意味する “Bio” と場所を意味する “Tope” を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味する。安定した生活環境を持った「動植物の生息空間」のこと。最近、都市部の河川整備、公園造成などの際に、ビオトープをつくる動きが活発になってきており、ホテルや白鳥の生息地の復活・創出や、自然公園型のビオトープの創出などの取り組み事例がある。
	浮遊粒子状物質 (SPM)	大気中に浮遊する粒径が 10 μm (1mm の 1,000分の1) 以下の粒子状物質で、呼吸器に対して悪影響を与える。発生源としては、工場、事業場等産業活動に係るものだけでなく、自動車の運行に伴って発生するもの、風による土壌粒子の舞上がり等の自然現象によるものもある。
	フロン	スプレーや冷蔵庫、電子部品の洗浄剤などに使われていた化学物質で、特にオゾン層を破壊する作用の強いフロン 11, 12, 113, 114, 115 については、オゾン層保護条約議定書で特定フロンに指定され、1995年末までに生産が全廃されている。

五十音	用語	内容
ま 行	モニタリング	環境の状態などを定期的に統一的な手法で把握・監視すること。
や 行	有害化学物質	人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質として「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」などでそれぞれ指定し、取扱いを規制している物質。「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」では、難分解性、高蓄積性で慢性毒性のあるPCB、DDTなどが第一種特定化学物質に指定され、原則的に製造・輸入が禁止されている。
	遊休地農地	近年、担い手の高齢化・減少等により、耕作放棄地などのいわゆる遊休農地が増加している。遊休農地の増加は、雑草の繁茂や病害虫の発生など近隣農地への悪影響、農地の集团的利用の阻害要因となるなど、農業経営の現場でさまざまな問題を引き起こしている。
ら 行	リサイクル	ごみの再資源化のこと。物質としてのリサイクル（マテリアル・リサイクル）と物質の構造を変えるリサイクル（ケミカル・リサイクル）、ごみを焼却する際の熱エネルギーを活用する廃熱利用（サーマル・リサイクル）がある。また、リサイクルに優先する取り組みとしてごみ発生の抑制（リデュース）と再使用（リユース）がある。